

大阪府内の定期報告対象建築物と報告時期

- 各用途について①～④いずれかに該当するもの。防火設備の検査については④に該当するものも含む。
- ※避難階にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外(ただし下記④及び個室ビデオ店等の用途をのぞく)

令和7年度版

用途 記号	報告対象の用途	規 模 (その用途に供する床面積の合計) ※1	特定建築物の調査	建築設備 の検査※5	防火設備 の検査
学	学校・学校施設の体育館	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの ②2,000㎡以上あるもの	令和 7年 10年 13年 (以降3年 ごとに1 回)	対象外	
館	ボーリング場・スケート場・水泳場 スポーツ練習場 体育館(学校体育館除く)	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②2,000㎡以上あるもの			
博	博物館・美術館・図書館				
事	事務所 その他これに類するもの	①5階以上に対象用途があり、3,000㎡以上あるもの※10			
集	公会堂・集会場	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②客席部分が200㎡以上あるもの	令和 8年 11年 14年 (以降3年 ごとに1回)	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場(屋外観覧場は除く)	③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの※4			
旅	ホテル・旅館				
病	病院	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300㎡以上あるもの (②は病院、診療所にあつては2階部分に患者の収容施設がある場合に限り)			
診	診療所 (患者の収容施設があるもの)	③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3			
児	児童福祉施設等(※6) (要介護者の入所施設があるもの)	④病院、診療所、児童福祉施設等にあつては200㎡を超えているもの (④のみ防火設備の定期報告に限る。)			
百	百貨店・マーケット 展示場・物販店				
飲	飲食店	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2			
遊	混 キャバレー・カフェ・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場(個室ビデオ店等を除く) 待合・料理店	②2階部分の対象用途の床面積が500㎡以上あるもの ③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④3,000㎡以上あるもの			
浴	公衆浴場				
遊個	個室ビデオ店等(※7に該当するものに限り)	①200㎡を超えているもの(避難階にのみ用途がある場合も含む。)			
寄	寄宿舎	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上あるもの	令和 9年 12年 15年 (以降3年 ごとに1回)	非常用エレ ベーターが設 置されているもの (堺市・池田市 は報告対象 外)	非常用エレ ベーターが設 置されているもの ※9
寄特	寄宿舎 (※8に該当するものに限り)	①3階以上に対象用途があり、100㎡を超えているもの※2 ②2階部分の対象用途の床面積が300㎡以上あるもの			
共特	共同住宅 (サービス付高齢者向け住宅に限り)	③地階に対象用途があり、100㎡を超えているもの※3 ④200㎡を超えているもの(④のみ防火設備の定期報告に限る。)			
共	共同住宅	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上あるもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上あるもの			

※表中①、②において、「階」とは、地上階を示す。

※避難階とは、直接地上へ通じる出入口のある階をいう。

※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)

※2 表中①において、3階以上の階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下のものは定期報告対象外。(ただし(学)事(遊)個(寄)共を除く。)

※3 表中③において、地階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下及びその用途に供する床面積の合計が100㎡を超え200㎡以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。

※4 映④において、その用途に供する床面積の合計が100㎡以下及び100㎡を超え200㎡以下で階数が2以下のものは定期報告対象外。

※5 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。(共、共特の建築設備検査は、共用部分に限る。)

※6 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業)施設に限る。

※7 特定行政府が条例で定める「個室ビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ・漫画喫茶」「テレホンクラブ」。

※8 サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。

※9 共同住宅(サービス付高齢者向け住宅除く)の防火設備検査は、共用部分に限る。

※10 大阪府・大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市は【別表】による。

【別表】定期報告対象建築物と報告時期(事務所 その他これに類するもの)

- **大阪府・大阪市・堺市・岸和田市・和泉市・羽曳野市管轄**の建築物(事務所その他これに類する用途に供するもの)は、当【別表】による。

令和7年度版

用途 記号	報告対象の用途	規 模 (その用途に供する床面積の合計) ※1	特定建築物の調査	建築設備 の検査※4	防火設備 の検査
事	事務所 その他これに類するもの	①階数が5以上の建築物で、1,000㎡を超えるもの	令和7年、 10年、13年 (以降3年ごとに1回)	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ	毎年1回 対象規模 は左記に 同じ
事小	事務所 その他これに類するもの (小規模民間事務所等)	①階数が3以上の建築物で、200㎡を超えるもの (但し、階数が4以下又は1,000㎡以下のものに限る。)		対象外	

※階数とは、地階及び地上階の合計の数。

※1 報告対象規模(面積・階数の判断)については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。(各棟の面積を合計するのではない。)

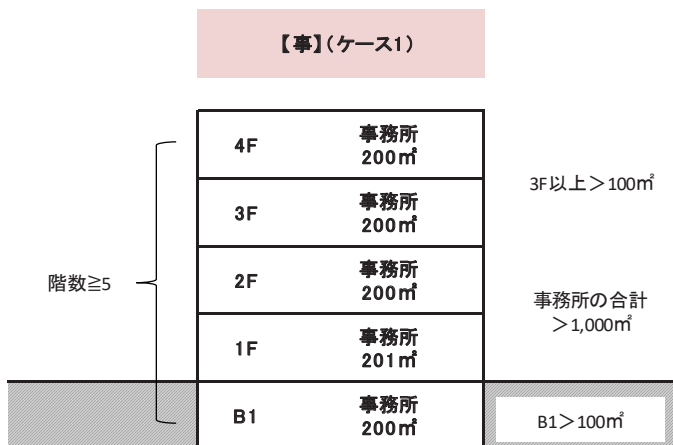
※2 表中①において、3階以上の階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下のものは定期報告対象外。

※3 表中①において、地階における対象用途の床面積の合計が100㎡以下のものは定期報告対象外。

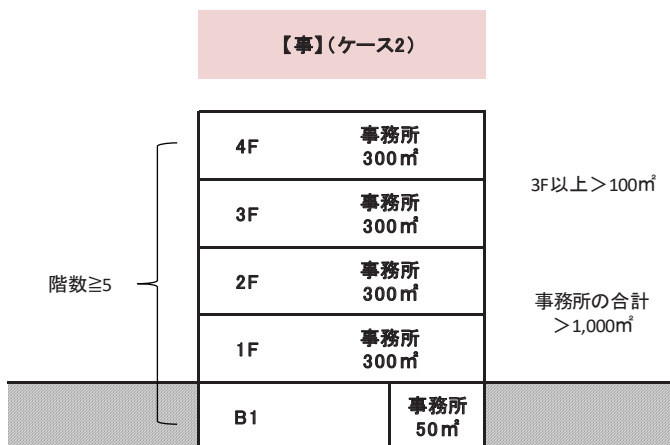
※4 建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。大阪府内では給排水設備は対象外。

対象建築物(例)

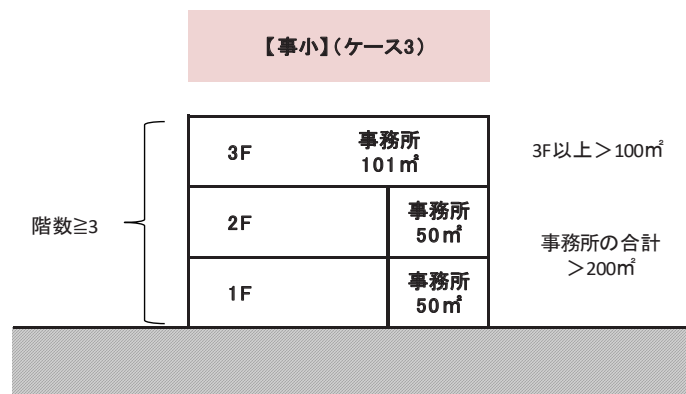
【事】(ケース1)



【事】(ケース2)



【事小】(ケース3)



【事小】(ケース4)

